

経営資源引継ぎ・事業再編支援事業

中小企業の貴重な経営資源や、雇用・技術を次世代へ引き継ぎ、地域のサプライチェーンを維持するため、新型コロナウイルスの影響を受けている後継者不在事業者の経営資源引継ぎや事業再編を後押しします。

1. 経営資源引継ぎ補助金

第三者承継時に負担となる、土業専門家の活用に係る費用（仲介手数料・デューデリジェンス費用、企業概要書作成費用等）および、経営資源の一部を引き継ぐ際の譲渡側の廃業費用を補助します。

※売り手のみ・買い手のみが申請し、補助を受けることも可能です。

タイプ	補助率	補助下限額	補助上限額
買い手支援型 (I型)	補助対象経費の 3分の2以内	50万円	①経営資源の引継ぎを促すための支援 100万円 ②経営資源の引継ぎを実現させるための支援 200万円
売り手支援型 (II型)	補助対象経費の 3分の2以内	50万円	①経営資源の引継ぎを促すための支援 100万円 ②経営資源の引継ぎを実現させるための支援 650万円※

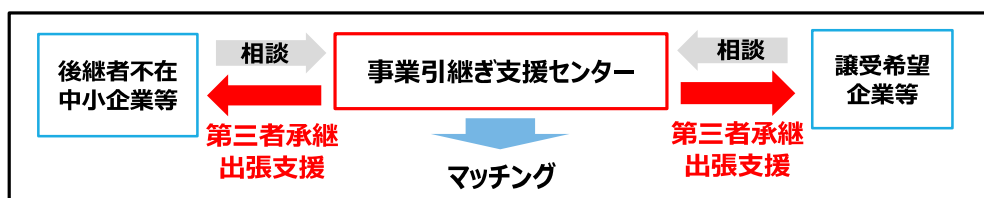
※廃業費用を活用しない場合の補助上限額は200万円とする。

経営資源引継ぎ補助金の申請受付期間

令和2年10月1日（木）～10月24日（土）19時

2. 「プッシュ型」の第三者承継支援

新型コロナウイルスの影響を受け、事業引継ぎ支援センターへ相談に来ることが困難な事業者や、第三者承継に関心のある者に対するM&A出張相談等を通じた、「プッシュ型」の第三者承継支援を実施します。



3. 中小企業経営力強化支援ファンド

新型コロナウイルスの影響により業況が悪化した、地域の核となる事業者が倒産・廃業することがないよう、官民連携の新たな全国ファンドを創設し、再生と第三者承継の両面から支援します。また、事業引継ぎ支援センターとも連携し、経営力の強化とその後の成長を全面サポートします。

【お問合せ先】

- 経営資源引継ぎ補助金 経営資源引継ぎ補助金事務局 03-6629-9134
受付時間 10:00～12:00、13:00～17:00（土日・祝日を除く）
- 「プッシュ型」の第三者承継支援、及び 3. 中小企業経営力強化支援ファンド
中小企業庁 事業環境部 財務課 03-3501-5803